

中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱

24 中総経第 17 号

平成 24 年 4 月 2 日

学校改築における総合評価方式試行要綱（平成 22 年 7 月 1 日 22 中総契第 94 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が建設共同企業体に発注する大規模建設工事（以下「JV 工事」という。）において、入札の際に、工事価格、施工能力、地域貢献、社会貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「JV 工事総合評価方式」という。）を実施し、もって安定的な品質を確保し、及び不良不適格企業の参入を防止するとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建設共同企業体 中央区における受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱（昭和 59 年 3 月 28 日 59 中総財発第 26 号）第 2 条に規定する対象工事を区が発注する際に、複数の企業が共同で当該対象工事を受注し、及び施工することを目的として結成する事業組織体をいう。
- 二 出資比率 建設共同企業体の結成に当たり、当該建設共同企業体の構成員たる各企業が協定した出資の比率をいう。
- 三 学校新改築工事 次に掲げる施設の新築又は改築に係る建築工事をいう。
 - ア 中央区立小学校
 - イ 中央区立中学校
 - ウ 中央区立幼稚園
 - エ 公私連携幼保連携型認定こども園
- 四 1 級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- 五 2 級技術者 建設業法第 27 条第 1 項に規定する技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1 級技術者以外の者をいう。
- 六 その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で、1 級技術者及び 2 級技術者以外の者をいう。
- 七 CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- 八 工事成績点 中央区工事成績評定要綱（平成 20 年 3 月 31 日 19 中土道第 231 号）第 9 条の規定による区の発注工事における過去の工事成績評定報告書の総評価点をいう。
- 九 失格基準価格 予定価格の 10 分の 9 から 3 分の 2 までの範囲内の額で対象工事ごとに

区長が定める額をいう。

(対象工事)

第3条 区長は、J V工事総合評価方式の対象工事を、建設共同企業体に発注する工事の中から、建設共同企業体発注工事における総合評価審議会（以下「審議会」という。）の審議を経て選定する。

(J V工事における総合評価審議会)

第4条 J V工事総合評価方式の入札の実施、運用、落札者の決定等について審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 対象工事の選定に関すること。

二 次条に規定する学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の選任に関すること。

三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）の策定に関すること。

四 第14条に規定する学校新改築工事としての配慮点におけるJ V工事総合評価方式の対象となる中央区立小学校、中央区立中学校、中央区立幼稚園及び公私連携幼保連携型認定こども園（以下「対象工事学校」という。）の施設としての特性、歴史、地域性等に鑑み、学校新改築工事を施工する上で特に配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）の設定に関すること。

五 配慮事項についての所見の評価に関すること。

六 落札者の決定に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、J V工事総合評価方式の入札の運用について会長が必要と認めること。

3 審議会は、会長及び委員をもって構成する。

4 会長は、中央区指名業者選定等委員会規則（昭和43年5月中央区規則第21号）第3条第2項の委員長をもって充てる。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 委員は、中央区指名業者選定等委員会規則第3条第4項の委員をもって充てる。

7 学校新改築工事に係る審議会にあつては、前項の委員に教育長並びに教育委員会事務局の次長、学校施設課長及び指導室長を加えるものとする。

8 会長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する委員以外の者を臨時に委員とすることができる。

9 審議会は、会長が招集する。

10 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 審議会の議事は、出席した委員が調査、検討、協議等を行った上で決定する。

12 審議会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(学識経験者への意見の聴取)

第5条 区長は、J V工事総合評価方式の入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令

第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定により、あらかじめ、次に掲げる事項について、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

一 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

二 区長が落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見聴取を行う必要の有無

2 区長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 5 項の規定により前項第 2 号に規定する事項に係る意見聴取の結果、改めて学識経験者の意見聴取を行う必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、当該学識経験者に意見を聴かなければならない。

3 区長は、学識経験者の選任に当たっては、当該 J V 工事の工事種別に応じて土木、都市計画、建築等の各分野についての識見を有する者を選任するよう配慮する。

(審議会の審議事項及び学識経験者の意見の尊重)

第 6 条 区長は、第 4 条第 2 項各号に掲げる審議会の審議事項及び前条の学識経験者の意見を踏まえ、同項各号に掲げる事項を決定し、J V 工事総合評価方式を実施するものとする。

(J V 工事総合評価方式における入札方式)

第 7 条 J V 工事総合評価方式の入札は、制限付き一般競争入札によるものとする。

(入札参加の制限)

第 8 条 区長は、発注工事の公表日（以下「公表日」という。）の属する年度及び当該年度から前 3 年度内に完了した工事のうち、公表日から最も近い日に完了した工事（以下「直近工事」という。）の工事成績点が 60 点未満であった施工者を構成員とする建設共同企業体について、当該 J V 工事総合評価方式の入札への参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第 9 条 J V 工事総合評価方式の評価は、入札に参加した建設共同企業体の価格点、施工能力評価点及び地域貢献等評価点を合計した評価値（学校新改築工事にあつては、学校新改築工事としての配慮点を加えた評価値とする。）による。

2 価格点の満点は 30 点（学校新改築工事にあつては 33 点）とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり算定する。

一 入札価格が、失格基準価格に区長が別に定める率（以下「定率」という。）を乗じて得た額以上である場合 30 （学校新改築工事にあつては 33 ） \times $[1 - \{入札価格 - (失格基準価格 \times 定率)\} / \{予定価格 - (失格基準価格 \times 定率)\}]$

二 入札価格が、失格基準価格に定率を乗じて得た額未満である場合 30 （学校新改築工事にあつては 33 ） \times $[1 - \{(失格基準価格 \times 定率) - 入札価格\} / \{予定価格 - (失格基準価格 \times 定率)\}]$

3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、同種工事の実績点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとする。

4 施工能力評価点の満点は 2 3 点（学校新改築工事にあつては 1 8 点）とし、評価項目の点

数配分は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数とする。

- 一 工事成績評価点 15点（学校新改築工事にあつては10点）
 - 二 同種工事の実績点 3点
 - 三 配置予定技術者の資格点 3点
 - 四 配置予定技術者の実績点 2点
- 5 地域貢献等評価点の満点は7点（学校新改築工事にあつては9点）とし、第13条の規定により評価した評価点の合計によるものとする。
- 6 学校新改築工事としての配慮点の満点は6点とし、第14条の規定に基づき評価した評価点の合計によるものとする。

（工事成績評価点の算定方法）

第10条 工事成績評価点は、区が過去に発注した工事における履行成績を評価する点であり、次の各号の表の左欄に掲げる建設共同企業体の工事成績点の区分に応じて、同表の右欄に定める評価点とする。

- 一 学校新改築工事以外の場合

建設共同企業体の工事成績点	工事成績評価点
0点以上60点未満	0点
60点以上61点未満	0.5点
61点以上62点未満	1点
62点以上63点未満	1.5点
63点以上64点未満	2点
64点以上65点未満	2.5点
65点以上66点未満	3点
66点以上67点未満	3.5点
67点以上68点未満	4点
68点以上69点未満	5点
69点以上70点未満	6点
70点以上71点未満	7点
71点以上72点未満	8点
72点以上73点未満	9点
73点以上74点未満	9.5点
74点以上75点未満	10点
75点以上76点未満	10.5点
76点以上77点未満	11点
77点以上78点未満	11.5点
78点以上79点未満	12点
79点以上80点未満	12.5点
80点以上81点未満	13点

8 1 点以上 8 2 点未満	1 3. 1 点
8 2 点以上 8 3 点未満	1 3. 2 点
8 3 点以上 8 4 点未満	1 3. 3 点
8 4 点以上 8 5 点未満	1 3. 4 点
8 5 点以上 8 6 点未満	1 3. 5 点
8 6 点以上 8 7 点未満	1 3. 6 点
8 7 点以上 8 8 点未満	1 3. 7 点
8 8 点以上 8 9 点未満	1 3. 8 点
8 9 点以上 9 0 点未満	1 3. 9 点
9 0 点以上 9 1 点未満	1 4 点
9 1 点以上 9 2 点未満	1 4. 1 点
9 2 点以上 9 3 点未満	1 4. 2 点
9 3 点以上 9 4 点未満	1 4. 3 点
9 4 点以上 9 5 点未満	1 4. 4 点
9 5 点以上 9 6 点未満	1 4. 5 点
9 6 点以上 9 7 点未満	1 4. 6 点
9 7 点以上 9 8 点未満	1 4. 7 点
9 8 点以上 9 9 点未満	1 4. 8 点
9 9 点以上 1 0 0 点未満	1 4. 9 点
1 0 0 点	1 5 点

二 学校新改築工事の場合

建設共同企業体の工事成績点	工事成績評価点
0 点以上 6 0 点未満	0 点
6 0 点以上 6 1 点未満	0. 5 点
6 1 点以上 6 2 点未満	0. 8 点
6 2 点以上 6 3 点未満	1. 1 点
6 3 点以上 6 4 点未満	1. 4 点
6 4 点以上 6 5 点未満	1. 7 点
6 5 点以上 6 6 点未満	2 点
6 6 点以上 6 7 点未満	2. 4 点
6 7 点以上 6 8 点未満	2. 8 点
6 8 点以上 6 9 点未満	3. 2 点
6 9 点以上 7 0 点未満	3. 6 点
7 0 点以上 7 1 点未満	4 点
7 1 点以上 7 2 点未満	4. 5 点
7 2 点以上 7 3 点未満	5 点
7 3 点以上 7 4 点未満	5. 5 点

74点以上75点未満	6点
75点以上76点未満	6.5点
76点以上77点未満	7点
77点以上78点未満	7.5点
78点以上79点未満	8点
79点以上80点未満	8.5点
80点以上81点未満	9点
81点以上83点未満	9.1点
83点以上85点未満	9.2点
85点以上87点未満	9.3点
87点以上89点未満	9.4点
89点以上91点未満	9.5点
91点以上93点未満	9.6点
93点以上95点未満	9.7点
95点以上97点未満	9.8点
97点以上99点未満	9.9点
99点以上100点以下	10点

- 2 建設共同企業体の工事成績点は、建設共同企業体の各構成員（以下「各構成員」という。）の工事成績点の平均に各構成員の出資比率を乗じて得た点を合計した点数とする。
- 3 各構成員の工事成績点の平均は、公表日の属する年度及び前5年度内に完了した工事のうち、各構成員が獲得した工事成績点の直近3件までの平均とする。ただし、直近工事の件数が2件の場合は2件の平均とし、直近工事の件数が1件の場合はその工事成績点とし、完了した工事の実績のない場合は工事成績点を60点として算定するものとする。
- 4 工事成績評価点の算定の対象となる工事は、中央区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種（以下「同一業種」という。）とする。ただし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、区長が起工時に指定する。
- 5 工事成績評価点の算定の対象となる工事について、各構成員が他の建設共同企業体で受注していたときは、構成員数、各構成員の出資比率等にかかわらず、当該他の建設共同企業体の工事成績点を各構成員の工事成績点とみなす。
- 6 区長は、第1項に規定する算定方法により難いと認める場合は、審議会の審議を経て、別に算定方法を決定することができる。

（同種工事の実績点）

第11条 同種工事の実績点は、各構成員が過去に行った同一業種の工事实績を評価する点であり、次の各号の表の左欄に掲げる工事实績の評価基準の区分に応じて、同表の右欄に定める実績点とする。

一 学校新改築工事以外の場合

工事实績の評価基準	同種工事 の実績点
-----------	--------------

公表日の属する年度及び前10年度内に、官公庁発注の同一業種の工事で、請負金額（建設共同企業体で受注していた場合の工事实績の請負金額にあっては、当該請負金額に当該建設企業体の各構成員の出資比率を乗じて得た金額をいう。次号において同じ。）が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額以上の金額のものを竣工していること。	3点
公表日の属する年度及び前10年度内に、官公庁発注の同一業種の工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額の1/2以上の金額のものを竣工していること。	2点
公表日の属する年度及び前10年度内に、官公庁発注以外の同一業種の工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額以上の金額のものを竣工していること。	
公表日の属する年度及び前10年度内に、官公庁発注の同一業種の工事を竣工していること。	1点
公表日の属する年度及び前10年度内に、官公庁発注以外の同一業種の工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額の1/2以上の金額のものを竣工していること。	
上記のいずれの実績もない場合	0点

二 学校新改築工事の場合

工事实績の評価基準	同種工事の実績点
公表日の属する年度及び前10年度内に、公立小学校、中学校又は幼稚園の同一業種の新築工事又は改築工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額以上の金額のものを竣工していること。	3点
公表日の属する年度及び前10年度内に、公立小学校、中学校又は幼稚園の同一業種の新築工事又は改築工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額の1/2以上の金額のものを竣工していること。	2点
公表日の属する年度及び前10年度内に、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の同一業種の新築工事又は改築工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額以上の金額のものを竣工していること。	
公表日の属する年度及び前10年度内に、公立小学校、中学校又は幼稚園の同一業種の新築、改築工事又は改修工事を竣工していること。	1点

公表日の属する年度及び前10年度内に、学校教育法第1条に規定する学校の同一業種の新築工事又は改築工事で、請負金額が発注工事の予定価格に各構成員の出資比率を乗じて得た金額の1/2以上の金額のものを竣工していること。	
上記のいずれの実績もない場合	0点

- 2 建設共同企業体の同種工事の実績点は、各構成員の同種工事の実績点に各構成員の出資比率を乗じて得た点を合計した点数（小数点第一位未満四捨五入）とする。
- 3 区長は、第1項に規定する算定方法により難いと認める場合は、審議会の審議を経て、別に算定方法を決定することができる。

（配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法）

第12条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格及び実績を評価する点であり、次項から第4項までのとおり算定するものとする。

- 2 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種と同種の業種に係る1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。この場合において、配置予定技術者が同種の複数の資格を持つときは、上位の資格一つについてのみ評価する。
- 3 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が、同種工事（CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に区長が指定するものをいう。）について監理技術者として関わった場合に2点、主任技術者として関わった場合に1.5点、担当技術者又は現場代理人として関わった場合に1点とし、類似工事（CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に区長が指定するものをいう。）について監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者として関わった場合に1点、担当技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点とする。
- 4 前項の配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。
- 5 区長は、第3項に規定する算定方法により難いと認める場合は、審議会の審議を経て、別に算定方法を決定することができる。

（地域貢献等評価点）

第13条 地域貢献等評価点は、各構成員の地域貢献等評価点を合計し、構成員数で除して得た点数（小数点第一位未満四捨五入）とする。

- 2 各構成員の地域貢献等評価点は、次項に規定する地域貢献評価点の合計点と第4項及び第5項（学校新改築工事に限る。）に規定する社会貢献評価点の合計点とを合算した点数とする。
- 3 地域貢献評価点は、区の区民福祉の向上への貢献を評価する点であり、申請時点において、次の各号に掲げる評価点の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に該当したときにそれぞれ1点を加算し、それらを合計した点数とする。
 - 一 地域団体加入点 区の区域内（以下「区内」という。）の町会若しくは自治会に加入している場合又は中央区商店街連合会若しくは中央区工業団体連合会に加入している場合

- 二 防災協力点 災害時における応急対策活動に関する協定を区と締結している場合又は区内の消防団若しくは中央区帰宅困難者支援施設運営協議会に加入している場合
- 三 営業拠点の所在地点 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において、入札参加資格で本店所在地が区内として登録されている場合
- 4 社会貢献評価点は、社会の利益に資する貢献を評価する点であり、申請時点において、次の各号に掲げる評価点の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に該当したときにそれぞれ1点を加算し、それらを合計した点数（学校新改築工事にあつては、次項の教育貢献評価点を加えた点数）とする。
 - 一 障害者雇用点 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者雇用を行っている場合
 - 二 高齢者雇用点 中央区高齢者雇用企業奨励金交付要綱（平成20年4月1日20中福高第1号）の規定に基づく中央区高齢者雇用企業奨励金の交付を受けたことがあり、当該交付の対象となった高齢者を継続して雇用している場合又は就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入若しくは定年の定めを廃止を実施している場合
 - 三 環境配慮点 中央区版二酸化炭素排出抑制システム実施要綱（平成21年3月31日20中環環第366号）の規定に基づく認証事業所等に認証されている場合又は区内の事業所がISO14001シリーズ、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上に限る。）若しくはKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上に限る。）の認証を取得している場合
 - 四 ワークライフバランス配慮点 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業要綱（平成21年9月21日21中総総第848号）の規定に基づく認定企業に認定されている場合、東京都いきいき職場推進事業実施要綱（平成20年3月31日19産労雇用第944号）の規定に基づく認定企業に認定されている場合又は次世代育成支援対策推進法（平成20年法律第85号）の規定に基づく認定企業に認定されている場合
- 5 教育貢献評価点は、東京都内において過去に行った教育貢献活動を評価する点であり、次の表の左欄に掲げる教育貢献の評価基準の区分に応じて、同表右欄に定める貢献点とする。

教育貢献の評価基準	教育貢献点
公表日の属する年度及び当該年度から前5年度内に、東京都内において、産学連携活動、企業メセナ活動、文化・芸術等に係るイベントの開催、職場体験授業の受入等で、国若しくは本区又は他の地方公共団体との連携・協力により生涯学習、学校教育等への貢献活動を複数回又は数年度にわたり行っていると認められる場合	2点
公表日の属する年度及び当該年度から前5年度内に、東京都内において、産学連携活動、企業メセナ活動、文化・芸術等に係るイベントの開催、職場体験授業の受入等で、国若しくは本区又は他の地方公共団体との連携・協力により生涯学習、学校教育等への貢献活動を行った経験がある場合	1点

上記の貢献活動の経験がない場合	0点
-----------------	----

(学校新改築工事としての配慮点)

第14条 学校新改築工事としての配慮点は、配慮事項に対する建設共同企業体の所見を評価する点であり、区長が2項目設定する。

- 2 学校新改築工事における総合評価方式の入札に参加しようとする建設共同企業体は、配慮事項についての所見を提出するものとする。
- 3 配慮事項の1項目当たりの評価点は、3点とする。
- 4 配慮事項についての所見に対する評価点は、配慮事項の各項目について次の表の左欄に掲げる所見に対する評価基準の区分に応じて、同表右欄に定める評価点とする。

所見に対する評価基準	評価点
配慮事項に対して、対象工事学校の学校施設としての特性、歴史、地域性等を十分に踏まえた特段の工夫が見られ、その工夫が工事に反映されたときは、特に優れた内容の工事が行われると認められる場合	3点
配慮事項に対して、適切な措置が示され、その措置には一定の工夫が見られ、その工夫が工事に反映されたときは、優れた内容の工事が行われると認められる場合	2点
配慮事項に対して、措置が示されているが、その措置は一般的であり工夫が見られない場合	1点
未記入又は不適切である場合	0点

- 5 落札者は、区長と協議の上配慮事項についての所見に示された措置を実施するものとする。

(落札者の決定方法)

第15条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第9条第1項の評価値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の対象工事については、中央区低入札価格調査制度運用要綱(平成13年7月1日13中総経第67号)に基づく審査を行い、落札者を決定する。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(公表事項)

第16条 区長は、JV工事総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- 一 JV工事総合評価方式の対象工事であること。
- 二 資料の様式及び提出方法
- 三 価格点の評価方法
- 四 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- 五 地域貢献等評価点の評価項目及び評価方法
- 六 学校新改築工事としての配慮点の評価項目及び評価方法
- 七 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- 八 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めない

こと。

九 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第 17 条 入札参加希望者は、電子調達サービスによる一般競争入札参加資格確認申請書の提出後に、公表事項に基づき、指定の期日までに施工能力評価点申告書、同種工事の施工実績、地域貢献等評価点申告書、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

(価格点等の審査)

第 18 条 価格点、施工能力評価点、地域貢献等評価点及び学校新改築工事としての配慮点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、JV 工事総合評価方式の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 1 月 15 日 27 中総経第 169 号)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱第 12 条第 3 項の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 1 日 28 中総経第 333 号)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則 (令和 3 年 8 月 1 日 3 中総経第 91 号)

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。